

中国電力株式会社島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（2号発電用原子炉施設の変更）の概要について

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 中国電力株式会社  
住 所 広島県広島市中区小町4番33号  
代表者の氏名 取締役社長 社長執行役員 中川 賢剛

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 島根原子力発電所  
所 在 地 島根県松江市鹿島町片匂

(3) 変更の内容

昭和44年11月13日付け44原第5540号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可を受けた島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書の記載事項中、次の事項の記述の一部を変更する。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

八、使用済み燃料の処分の方法

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、2号炉の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）を設置する。

また、「原子力発電における使用済み燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」の施行に伴い、法令名称、関係組織名称等の記載の適正化を行う。

